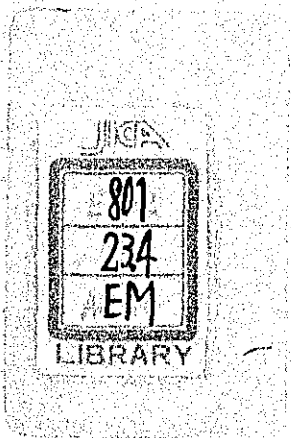


移 民 白 書

1966年10月

移民大臣 ジヤン・マルシャン

海 外 移 住 事 業 団



国際協力事業団	
受入 月日 84. 7. 27	801
	23.4
登録No. 02784	EM

目 次

1. 序 文	
目 的	1
問 題	1.0
2. 移住政策において考慮されるべき問題	2.0
経済的要素	3
移住の形態と供給	6
選考と呼寄せ	9
文化的社会的要素	11
人道的局面	13
国際的關係	14
3. 受入れ可能な階級	15
移 住 者	15
非移住入国者	19
難 民	21
4. 入国を禁止される階級	22
5. 資格審査, 統制手段	26
在 外 機 構	27
国 内 機 構	29
送 還	31

JICA LIBRARY



1036625[1]

第1章 序 文

目 的

- 1 現行移民法がもはや十分に国家的要求を充たさない事は一般にカナダ国民は承知しているところであるが、この補正に関しては世論の一致はない。
- 2 本白書は議会内外における公論を授けることを意図するものである。而して、本白書は問題の分析と、新移民立法の中に具体化すべきと政府が確信するところの原則と政策の陳述を試みたものである。

問 題

- 3 カナダが移住者を必要とする計画には異議は少しもないと言える。問題はむしろ今後の年月において、いかなる国からどの位の数のいかなる種類の移住者を迎えるかである。
- 4 問題なく吸収しうる限り、毎年多数の移住者の入国を受け入れ、かつ必要あればこれを奨励することはカナダ自身の利益であるというのが政府の見解である。カナダはこの限定の下に、カナダの経済的社会的条件に首尾よく順応しうる能力を有する人を受け入れあるいは求めるべきである。カナダが慎重に受け入れを拒否すべき人々とは、この順応性を欠如するか、または公衆衛生あるいは安全にとつて害ありと考えられる人に限るべきである。また、個人の能力とは別に、同情あるいは人道的理由で永久入国の取扱いを受ける価値ある人々のカナダ移住に対しても、上記政策の範囲内において法律規定を設けるべきである。
- 5 移住手続はこの一般的政策を満足させると同時に、毎年カナダを商用または観光目的で訪ねる多数の人の一時的入国を規制する関係規定をも定めなけれ

ばならない。そこでこの移住手続は次の二つの基本的問題の解答を規定しなければならない。

- (a) カナダへ永久入国を許される人々の明記及び許されない人々
- (b) 上記2種類の人々を区別し、且つ一時的訪問者の入国を規制するに必要な審査及び規制に関する条令

6. この基本的問題に対する解答は経済的、社会的、人道的考慮の複雑なる相互関係により決定されるものであるが、原則として、人種、皮膚の色、または宗教により差別をしてはならない。従つてその解答は普遍的に適用しうるものでなければならないといふことができる。

第2章 移住政策において考慮されるべき問題

7. 高度の人口と経済成長を維持し、依つて独立の地位と志を同じくする世界の諸国と友好的協力路線を追求する能力を強化するという国家目的に移住は多大なる貢献があつた。沢山の移住者が継続的に流入して来なかつたら、果して南の隣国（米国）の経済的文化的の影響を受けながら、カナダの自主性を維持し発展させるために肝要な、高度な経済成長と関連する文化的発展を維持できたか疑問である。

8. しかしながら、積極的価値を保持するためには、移住政策は一般には国家の経済政策に、小さくは人的資源及び社会政策に同調しなければならない。かつ又、過去の出来事よりもむしろ1966年の、そして今後幾年かの国家及び国際生活との関連においても考えられなければならない。しかしながらよく分析して見ると、就職、教育の機会、民生計画、税という面で、国家的利益よりも地方の部分的利益に迎合するか、または経済的社会的事実を無視するかの如く見えるところの移住政策は一般的に支持を得られないように

ある。

経済的要素

9. 一般的基準によつて観ると、カナダは人口不足の国である。 アジア、アフリカの人口稠密の諸国及び他地域の人口稠密な国にとつて、カナダにはほとんど人が住んでいないかの如く見えるに違いない。カナダに運命を託すべくカナダに移住したいと思つている人たちをできるだけ早く迎え入れて、人口稀薄な地域を埋めたならば、これは世界の人口分布の不均衡を是正するという人道的目的に役立つのみならず、国内生産のために拡大市場を提供するという国家経済的にも合致するという理論に多くのカナダ人は魅力を感じている。

10. 人口が多くなれば、それだけカナダの産業にとつて国内市場が拡大されたことになる。国内市場の大きいことは、それだけ生産工程が長くなり安価となる。かつ又、経済的に経営し得る産業の範囲を広める。この2つの理由で、人口増加は即ち、世界市場における競争力を強めることになる。大人口は又、政府、交通、通信経費の1人当りコストを軽減して、更に業務の専門化を促進する。以上が移住によりカナダ人の一人当り純収入の増加を招来する経済的理由であり、これは非常に重要な事柄である。

11. カナダは門戸を開放して大量の移住者を受け入れるべしとの意見もある。それは国内の大部分は人口稀薄なので、19世紀に米國が移住者を迎えることにより辺境地方を開拓しどんどん西に押し進め、大都會の人口を埋めたように、カナダは20世紀後半に移住者大移動により大いに利益をあげ得るものとするものである。しかし考えなければならぬことは、その当時とは経済的條件が違つているということである。即ち、農業移住に開放されるような辺境地帯がない。國民は辺境地帯に向つて進むのではなく、辺境

地帯から離れつゝあるのである。今やカナダは、強力な背景と冒険的精神を保有する人々なら誰でも受入れて定着してもらうような処女地や森林を保有している国ではない。人口稀薄であるにも拘らず、カナダは高度の複合化した工業的都会的社会である。かかる社会は益々労働力の質を要求する。土地ツ子であれ、移住者であれ、これら新しい労働力が所在する種類の仕事をこなす能力も訓練に欠けるとするならば、その人たちはカナダの財産というよりも厄介者となるであろう。今日、カナダの発展しつつある工業経済は、就職の機会を教育、訓練、技術を保有する人々に与えている。いわゆるホワイトカラーは圧倒的勢力であり、勤労者の40%を占めている。このホワイトカラーの伸長力は、カナダ労働力全体の伸長率の2倍であり、手工的労働者伸長率の約4倍である。手工的労働者のうち、一連の熟練職種は発展しつつあるが、不熟練工の需要は減退しつつある。実際において、カナダの高度な経済的成長にもかかわらず、手工的、初歩的労働者の雇用は過去10か年間にほとんど伸びていない。高度の教育、訓練を保有する労働力に対する要求が拡大し、不熟練工または半熟練工に対する必要が近き将来において変更される兆はない。

12 カナダ経済はその大部分が世界競争に直面している。このような地位にある産業はなおさら生存競争に打勝つに必要な生産性のレベルを達成するために全般的に高級労働者を必要とする。労働力としての未熟練工、不熟練工は、生産活動において、需要としてはこれを刺激するが、主として補助的役割を演じるに過ぎない。これが、自然的人口増加と移住により起る労働力供給が従わなければならない経済的事実である。もしこれにそむくと、失業は永続的問題となり、僅かであるが相当数のカナダ人は豊かな社会の生活水準の恩恵を受けることができなくなるであろう。

13 高度の技術を要する新経済においては、多数の人々はその勤労生活の期間中一職業を習得することでは足りないということは自明の理である。 継

統的技術の変化は新職業を創造し、既存の仕事を作り直し、いくつかの仕事の型を陳腐なものにしてしまう。この過程は多くの労働者に新しい機会を提供するが、同時に自動的に失業者をも作り出すことになる。この変遷する環境において、生産的労働者とは、新しい環境に順応し、新技術を習得し、新しい機会を利用し得る基礎的教育又は訓練を身につけている者のことである。失業に身をさらす非生産的労働者とは新しいもつと複雑な技術を習得する能力に欠ける、教育程度の低い者である。

14. いかなる教育制度といえども労働の世界における急激な変化に歩調を合わせていくことは難しい。学校は卒業当時に存在する仕事に適合した生徒を送り出すが、その卒業生が30代40代になると、新時代のもつと複雑な要求という点から見ると、教育、訓練共に劣つたものとなるかも知れない。かくして、近代経済は既存労働力の成人教育、基礎的技術の向上及び技術的訓練に多大の投資を要求する。カナダ政府はこの目的のため広範な計画を開発してきたが、さらにこれを発展させねばならない。労働力の就職能力と生産性の向上を目指すこの国家的努力を、移住者の大部分が不熟練工であつた場合に起こり得る移住政策により、この努力を相殺されるような事態を引き起してはならない。経済的能率と進歩が要求するところのものは、人的資源と移住政策が相反するものでなく、一つの努力の相互に密接した部分であることである。技術と順応性によつてもつとも生産的な方法で、カナダ在住の労働者の訓練、雇用、移動を補充するような人間をカナダは必要とする。

15. そこで、働くためにカナダに来るほとんどの移住者は慎重に設定した基準に基き審査され、かつその移住者の才能に対する需要のある地域に定住するよう奨励される。このような移住者は当然その技能、考え、新技術の貢献あるいは金融投資を通じて、経済成長を刺激するようになる。他に、カ

カナダの労働力において特に欠ける専門的または熟練労働力を充足する移住者もある。技師、医師、熟練技術工等の専門家を訓練することは非常に経費がかかるので、既にこの種の訓練を経た人たちが適当な数カナダに到来することは得策である。資本と企業的能力を持つ移住者がカナダに与える利益についても同じことが言える。

16. ちなみに、熟練移住者がカナダに如何なる価値をもたらすかは一面その受け入れ方法にあることを認識しなければならない。専門家団体、産業組合、地方認可団体の中には、外国において身につけた資格について認識が欠けるものがある。その結果移住者の中に、カナダ到着後自分の専門の職業を継続できず、そのためカナダの基準に合致するに至るまで他の職業に従事しなければならない者がある。ただし、ほとんどの場合そのような困難は彼らが身を立てるまでの一時的障害であるにすぎない。カナダ生れのカナダ人が一地方から他地方に移動すると、これと同じ問題に直面する。特に専門職及び技術職の人たちが国内的に国際的にもつと自由に移動することがいかに経済的に見て得策であるかを与論の指導者たちが認識するにしたい。この問題は解決されるに至ることを切に希望する。それまでの間、この問題のため移住から得られる直接的経済利益は大いに削減されるが、幸いにもこの利益を喪失するところまでは至っていない。なんとすれば、教育ある訓練された人は生産活動の一部門以上の分野に参加できる能力を有するからである。

移住の形態と供給

17. 現行移民法と規則によれば、2種類の移住者を受け入れることができる。

- (a) アンスポンサー（非呼寄せ）。選考を受ける移住者。すなわち自分の教育、訓練、技能又は特別能力でもつて、他人からの援助をたいして得なくとも自分と自分の家族を立派に定着できる特質を有する者。

(b) 呼寄せ。 選考を受けない移住者。 すなわち近親がカナダに在住し、移住者の定着を援助できる場合の移住者。

18. 第2次大戦後カナダは250万人の移住者を受入れた。 このうち90万人は呼寄せである。 最近2~3年カナダ到来の移住者の総数は著しく増加を示し、そのうち40%以上は呼寄せである。 アンスポンサー（非呼寄せ）移住者は主として北欧西欧の諸国から来た。 呼寄せの大多数は南欧からである。 これは戦後の早期にこの南欧の農村低開発地域から移住者の流入があつたが、原因は、その地域に強い家族関係の要素があつたことと、その地域を出て行かなければならないような経済的圧力があつたことによるものである。

19. 現存の呼寄せ制度は欧米の移住者に好都合という欠点がある。 さらにこの欧米間にも好不都合の問題がある。 共産圏からのアンスポンサー（非呼寄せ）移住は国家の安全保障の見地から極小數に押えられている。 同時に同じ理由から、歴代政府はこれら共産圏からの呼寄せ移住を扶養家族と極く親近の親戚の範囲に押えることが賢明であると考えた。 この影響を蒙つたのは主として東欧から親類を呼寄せようと希望したカナダ人である。 移住源に影響を与えたものとしてさらにもう一つあげると、南欧諸国駐在のカナダ移住関係要員が初めて陣容整い、有能なアンスポンサー移住者を捜し、同時に埋高く積まれた呼寄せ申請書類の処理を始めたことである。

20. 移住の現型はカナダ側が積極的に手を下さなくともある程度変更を余儀なくされているよりである。 欧州では全般的にある程度好景気である。 専門家、高い教育を受けた人あるいは熟練者はカナダにおけると劣らず欧州においても需要がある。 カナダにとつて、他国特に濠州は移住者受入れの競争国である。 最上の能力者は北米合衆国に引き寄せられる。

21 これは決して移住者の供給がなくなつたとかなくなるであろうということではない。 国の経済が必要とする移住者を引きつけるためには将来いつその努力が必要であるということの意味する。 同時にその意味は、立派な移住者の新供給地を探し求めなければならないこと、そして探求が見込みある場合、一歩進めて決定的継続的計画を作成する。 かつ又、移住者に与える助言、援助、歓迎の仕方等が他の人々をして移住したいという気持ちを起さすようなものでなければならない、ということである。

22 おそらく最も基本的な点は、カナダが要求するよりな質の移住者が稀少である世界においては、移住募集はじつくりと行なわなければならないということである。 もし一年移住を促進し、翌年はこれを押えるというようにカナダの短期経済状態に合わせて栓を開いたり閉めたりするならば、良質の移住者を獲得することはできないだろう。 有能な人にとつては、その本国でも当然成功が保証されているので、移住は経済的基力、政治的環境、社会的圧迫及び不満等をも含めて複雑な個人的決意の下に行なりものである。 移住振興を成功さすためには熟練者が上記の悩みで苦しむ時この機会を利用して惹きつけるのが上策である。 このためには一貫性のない思いつきの行動をとつてはダメである。 今日、選択的移住の政策は、経済成長を長期的に考慮した堅実な募集政策を以て企画しなければならない。

23 以上の事は経済が上昇気味で不熟練、半熟練的企業分野特に低賃金又はその他の点で魅力の無い企業分野においてさえ労働力不足が深刻な時代に看過され勝ちである。 そういう時には移住者を受入れようとする強い要望がある。 僅かの間にも生産は拡大し、万人がその恩恵に浴する。 然し、技術的發展と経済的变化のため、移住者があるため募集され就職したような仕事も間もなく不活発となるであろう。 そういう時の到来に当り、栓を閉じるだけでは災害は解決できない。 不熟練移住者は既に来ているのである。

そして彼らはもはや経済界の財産ではなく負担である。それら技能未熟な移住者はわが国の脆弱な経済のため必要となつた人口調整という非常に難しい問題、及び新技術の条件に能率的に適合するための上級技能の必要という問題に当つて、むしろこれを悪化させるのみである。要するに経済が特に上昇気運にあるときカナダに多数の技能のない移住者が来るならば、経済再調整の際起る貧困の問題はさらに苛酷なものとなる。

選考、呼寄せ

24. 前記長々と述べてきたが、これは単純労務者の移住は厳にづし、高度熟練工に限るべしという意味ではない。もしその意味だとすると、それは純粹に経済的問題としても言い過ぎである。又、人道的でも實際的でもない。経済的考慮とは先づ、教育あり熟練技能ある移住者の募集は盛んに行なりべきだが堅実を旨とすべきこと。第2に教育程度の低い不熟練移住者の大量又は多かつたり少なかつたりという気まぐれな導入をしないよう用心すべきである。

25. 教育又は技能が充分でなくしてわが国の労働力陣営に加入する移住者は、主としてカナダ在住の親戚に呼寄せられる人たちである。厳密に経済的意味においても、呼寄せ制度には重要なプラスの面がある。すでにカナダに落ち着いたいる親類に身を寄せる移住者は、その人たちの指導と援助を信頼しながら新天地の新しい環境に順応でき、又自分に適した仕事を探すことができる。移住者は如何に有能でも順応に時間が必要であり、その際親類の援助は重要であり且つ意義があることは疑いない。このような親類の援助の価値は量的に測ることはできないが、移住者が教育訓練に欠ける場合も、もし親戚の世話がなかつたら定着を妨げるであろうこの欠点がある程度相殺することができる。カナダ移住をしようとする人が経済的社会的にカナダに順応するのにどれ位日時を要するかはその移住者自身の個人的資質による

のみならず、又カナダ在住の親戚が彼に与える援助の種類及び量によつて異なる。

26. 移住者の順応性と親戚の援助との関係は、戦後カナダに呼寄せられてきた大多数の移住者が上昇気運の経済界の中で有用な職業を見つけるのに大した苦勞を経験しなかつた事実によつて示されている。しかし、かかるカナダ移住者と親戚との関係が健全なる結果をもたらす条件は不変なものではない。速度をはやめつつある技術的变化に伴い、教育の低い人たちに開放される仕事は段々少なくなるということは間違いない。これは経済方程式の需要側のことである。心配の種は、供給側において呼寄せ制度が現在恐るべき成長要因を包含しているということである。

27. 強調したい事は、呼寄せの問題は、その大部分はとにかく直ぐには労働力陣営に参加しない移住者の被扶養者には向けられないということである。カナダに労働者を連れてくるためにはその被扶養者をも歓迎しなければならぬ。家族とはこの意味において妻と子供であるが、被扶養者とは老いた両親又は祖父母であり得る。又孤児となつた若い親戚かも知れない。経済問題は、労働市場にすぐ仕事を求める被扶養者でない親戚の呼寄せに関するものである。この範囲に属するものは、ほとんど成年に達した息子、娘、兄弟及び姉妹である。熟練技能の移住者がカナダに来て直ちに定着する。遠からずして彼は兄弟、姉妹、妻の兄弟、姉妹の移住を呼寄せることが出来る。こゝろしう人たちは教育又は技能等の移住資格に無関係で入国できる。その上彼らは自分の妻や夫を連れてくる。しばらくすると、前記最初の移住者と彼の妻の兄弟や姉妹の妻や夫が、その兄弟や姉妹を教育とか技能というような移住資格に関係なく呼寄せできるようになる。次は上記第2群に当る兄弟姉妹の夫や妻の兄弟姉妹の番となる、等々でその範囲は広がるばかりである。しかもこの人口移動は、将来のカナダ経済の労働力として堅

実な生産的地位を保持するためには必要である資格条件には何ら関係もなく行なわれるのである。この問題の適当な解決策として如何なる意見を持つとも否定できないことは、明らかにここに経済問題が内在するのであつて、この問題は将来ますます大きくなって行くものであり、移住者の利益のためのみならずカナダの利益のためにも、この問題を認識して処理しなければならないのである、ということである。

文化的社会的要素

28. 移住の社会的文化的影響は経済的影響よりも更にその評価が難しい。

しかしその一般的意義については疑いの余地はない。過去20年間にカナダの人口構成は世界的となつた。そしてそのため、その文化生活の種類及び豊富さにおいて質的改良がなされたことは疑いない。

29. 時々表明される上記と反対の心配は戦後の経験から見ると根拠の無いものである。移住に依つて創造される重大なる社会不安は犯罪、精神病及び自殺という面に現われるものである。そこで、外国生れの人たちの犯罪は1950年代に土地ツ子の犯罪と比較すると約半分、移住者間の精神病は土地ツ子の場合と同じく低率であり、カナダの自殺者は先進工業国の中で一番低率であるということは意義あることである。

30. 移住者の過半数はカナダの新しい環境によく順応し、カナダのお行儀の一般基準によく溶け込み、カナダの施設制度の恩恵を喜んで受取つたということは事実である。この事実を裏書きするものは、1961年の国勢調査に依れば、移住者の75%以上はカナダに居残り、5-8%が北米合衆国に移動し、その他は各自国に帰還したことである。自国に帰還した者も多くはカナダに対する不満が原因でなく個人的又は家族的理由で帰つたもので再度カナダに復帰したいと希望しているものもある。カナダの生活に満足で

きなかつたいわゆる真実の失敗は極く少数である。

31 1946年以降カナダに來た移住者がカナダ国内の広範囲にわたつて定着したことは移住史上かつて見ないほどである。例示すると1950—1960年間のユーコン発展の26%、トロントの場合は53%、そして人里離れたキティマツトの場合はほとんど100%が移住者に負うものである。それにもかゝらず、移住者は大都会に集中する顕著な傾向がある。特にトロントとモントリオールが目立つが、これは大都会に経済的好機が集中していることと、呼寄せ制度との相関関係によるものである。性質として呼寄せは移住者が親戚と一緒に住み、親戚の助けを受けるようになり、その結果大都会の経済的引力を強化する。

32 移住者の集中はそれが怠慢とか差別待遇が原因でなく、自分の選択又は家族関係から來るのであれば必ずしも悪いことではない。しかし集中してくると、住居・教育・厚生の問題が起つてくる。今までのところ、この問題は処理できないほどのものになつていないが、移住の速度が社会施設の発展を超えるような事態になると問題となる。

33 移住者は、同人種の人々が多数住んでいる地域の近くに住むことによつて安心感を得る。これらの地域は自然な歓迎と定着指導の場所として役立つ。これらの地域においては、新移住者の流入によつて土地、家屋等の財産の価値低下は阻止され、移住者が経済的に成功すると価値の向上さえあり得る。個人又は集団がより良き地域に転出し更に移住者が転入すると人口は絶えず移動する。そして前記財産の価値は需要が継続するため維持されることになる。しかしそのためには、移動に際し転出と転入が均衡していなければならぬが、それは経済的失敗例が少ない時に可能となる。経済的地位を築くための技能又は競争能力に欠ける移住者は最初定着した同國人

の集団地に住みつき勝ちである。こういう人が多くなると均衡が破れて、特殊部落的スラムができて悲惨な生活が始まり、厚生費がかさむことになる。この危険は移住者の都会移動の割合が住居や教育施設を利用しうる限度を越えると更に増大する。

34. 移住者の配置に影響を与えるより広い考察がある。戦争以来移住者の配置は過去よりもつと広範囲に行なわれてきたが、依然として事実上移住はモントリオール島に始まり西部に至るといことができる。オタワ河の東の地域への移住率は一般的に低い。従つて移住による仏語を話す人口の増加は不当に少ない。これは主としてフランス本国自体が長年に亘り、相対的な人口減退を感じており、英国等の国と比較すると移住に消極的であつたことに由来する。さらに移住を志す人々が英語地域と比較してケベック地域は環境が不利と感じたためのものである。そこで、移住者のかなり多数は英仏の公用語のいずれをも話せないが、到着後勉強するのはほとんど英語である。この不均衡を政府は何らかの実際的方法で是正したい意向である。

人道的局面

35. 移住者に適用される条件を無視して1946年以降30万人以上の難民をカナダは受け入れた。何らかの点で普通の必要条件に適合でないにも拘らず、家族を一緒にするために人道的理由から沢山の呼寄せ縁者がカナダに入国を許された。

36. 何らかの理由でその本国を逃げてくる個人又は家族を受け入れる人道的義務は絶えずあるであろう。しかしこの義務を履行するに当り、義務の限度又は能力をカナダはどの程度有しているかの問題は何人も正確に予言することはできない。義務の限度は世界の又は特定国の時々々の条件により、後

者の能力はカナダの経済、社会政治的構造がどの程度に強固であり健全であり得るかの問題に依存する。もともと移住者として好ましいのであるが、現在は無能力化された家族を年々どれ位受入れるべきかを前もつて決定する方法はない。この場合、決定はその家族の取り柄に応じてのみ決定すべきである。重要な事は、こういう場合に例外が原則となつたりするようなことなく、例外はあくまで例外として、随時必要な時にこれを行なう能力を保有することである。

37. 難民に関するカナダの政策は過去において無計画で、全面的にハンガリーの革命の如き非常事態や国連難民委員会の援助要請に基くものであつた。もしカナダが病人や身体障害者を含め難民に対する国際責任の一端を受け持つのであるならば、既存のものよりもつと正式な措置、例えば継続的に資金の年額割当てを行なう予算措置が必要となる。

国際的関係

38. カナダは難民計画に大いに参加したいと思つてゐるが、これは重大な国際的関係を有している。わが基本的移住政策はこれも国際関係につながるもので、それによつて外国との友好関係が育成されるが、時には恨みや怒りを招くことがある。受入移住者の人数や種類を決定するのは元来いわゆる国内問題であるが、移住送出国としては当然その国民である移住者が欺されたり搾取されたりすることのないよう守りたいし、又自国内で受入国が移住振興のための活動をする事により不利を蒙らないよう希望する。移住者の選考に際し、どのような差別待遇を行なつても国際的な強い怒りを招くことになる。

39. 自国を去つて自分を喜んで受入れてくれる國々に行くか否かを決定するのはその本人である。この個人的選択の集団から自然に発生する人口移動

を規制することを目的とする2国又は多数国間の政府間協定は存在理由がない。こういつた協定は、もともと自発的に起る運動であるところのものを硬直せしめ型にはめることになるので、カナダ政府は政策としてこういう取り決めを避ける。移住関係法令から差別待遇のこん跡をもとめないようにすることにより、カナダの移住振興活動に関しても相手国の希望を引続き尊重することにより、かつ又どここの国からの移住者であろうともそんなことには関係なく、立派な移住者には凡て高度の保護と進んで歓迎することを保証することにより、国際関係の維持改善に更に努力するであろう。

第3章 受入れ可能な階級

移住者

40. カナダは新大陸に移住した勇気ある人々により築かれた。今日新しい血、新しい思想、新しい熱情により、国と国民は新しくなり活動力を得ている。カナダは依然として柔軟な社会であつて、その社会的、文化的、経済的発展は移住者の貢献を必要とし、又これを十分に吸収できる。わが発展途上の経済に適合した能力を保有する移住者が年々相当多数到来することは、更に経済の発展を刺激し生産性を増加し、わが経済を变化に対し更に柔軟なものとしてこれに適応可能とし、わが産業の雇用能力を作り出し、かつ競争力を改善する。移住はカナダの成長発展にとって重大な要であり且つ多数の人の生活に影響を与えるので、その計画と施策は慎重に行なわねばならない。移住は真の国家目的に密着しなければならない。といつても計画は非人間的冷酷に、施策は無情であれというのではない。反対にできるだけ移住政策と手続はカナダ人が国家的行為において要求するところの人道主義と正義という基本原則に一致すべしという意味である。

41. 移住は有益なものであるが、移住者の受入れと移住者の貢献には明らか

に上限がある。しかしこの受入能力は静態的なものではない。受入可能な移住者の人数は、移住者の能力のレベルとカナダ社会への順応性によつて決定される。わが複雑な都会化された豊かな経済は、急激な技術革新をもつて運営され、過去とは異なり今や人々に経済的变化に即応すること、技術を習得し習い直すこと、新しい仕事に適合するよう再訓練することの必要を義務づける。現代の貧困の問題は主として何らかの理由で上記調整・順応のできない人々の問題である。移住者が経済的变化に順応し得る限り、移住は上記問題を悪化さすものではない。むしろこの問題を克服するカナダの能力を強化するものである。適応性を測る完全な尺度というものはないが、最上の表示はその人の教育レベルである。これこそ随時要求されるところの変化してゆく技能を習得することを可能ならしめる最上のものである。

4.2 以上のような考慮から、本人の能力に関係なく受入れ得る呼寄せ移住者の数は自ら限定される。この制限は、もちろん呼寄せ移住者といつても労働陣営に加入しない者、他の移住者やカナダ市民の被扶養者としてやつてくる者には適用されない。真の被扶養者は普通カナダに移住する家長に同伴する。同伴すると否にかかわらず、彼ら被扶養者は何時でもカナダに来ることを許されるべきである。家長は被扶養者がどこに住んでいようともその被扶養者の面倒を見る責任を有するので、被扶養者をいつカナダに呼寄せめるかは家長の意思次第である。その家長がカナダへ入国できるほど立派であるならば、彼の被扶養者は特別な理由による例外の場合を除き、家族という社会的経済的単位の部分として受入れられるべきである。この場合被扶養者は普通家長の妻や年少の子供であるが、老令の両親、祖父母であることもあり、時には家長または彼の妻の孫息子、孫娘、または甥、姪、または兄弟・姉妹であるところの孤児であることもある。

4.3 この種の被扶養者と労働陣営に加入するためにカナダに来る他の親戚と

でははつきりと違う。前に指摘したように、かかる親戚はカナダに順応するのに利点を有している。しかしながら、この人たちに喜ばれるような援助を与えるためには、呼寄せ人が経済的にも社会的にも文化的にも生活が確立されており、カナダを永久に自分の本国とする決意がはつきりしていることが必要である。カナダ市民となることは、即ちこの移住者がカナダに根を下すことを決定したこと、責任を負担する用意あること、及びそこでカナダ市民の特権を享有する資格あることを表明することである。

4.4. カナダ市民となる資格を得るためには普通5か年を要する。5年を過ぎると呼寄人は、扶養される必要のない親戚で、カナダ移住を志す者に、その渡航者がアンスポンサー移住者の場合には必要とする教育訓練、又は技能を保有していないために、呼寄人がいなかつたら遭遇するであろう困難を補うに足る程度の援助を与えることができる。この援助さえも、その移住を志す者が本来のカナダ人が社会的、経済的生活に有用に参加するに際して必要とする最小限の資格能力を保有しているのでなければ何の用をもなさない。そこで、カナダ市民によつて呼寄せられる、扶養される必要のない親戚は少なくとも自国語が読み書きできること、労働者たらんとするものは教育あるいは職業に対し最小限の能力を持つことが必要となる。

4.5. 以上のような考慮を含めて提案される呼寄せ制度は、差別待遇をすることなく一様に行ない得るといふ長所がある。すなわち、カナダ市民は呼寄せの相手の本国がどこであろうとそんな事に関係なく、呼寄せに関する権利を行使することができる。未婚の甥とか姪とかの親戚の呼寄せ — これは現在許されていないが、これを支持すべき強い人道的理由がある場合がある — を許可することにより入国許容階級を欠陥のないものに仕上げるることができる。

4.6. カナダ市民権を保有していることが、扶養される必要のない親戚の呼寄条件となるならば、呼寄移住はその爆発的成長の可能性がなくなる。前述の呼寄の連鎖的行為において、移住者は呼寄人となる前にカナダ市民とならなければならない。しかもそのためには5年の年月を必要とするということになると、教育を必要としない仕事の割合が減少して行くのに移住者の中不熟練者が漸増していくというジレンマを見なくてすむことになる。即ち、移住は吸収力の大きい種類の仕事の方向に沿って行なわれる可能性大ということになる。この目的を達成するためにはすでにカナダに在る移住者が過渡的にカナダ市民と同じ身分に置かれる期間を置くことはもちろん肝要である。

4.7. 上述のような考慮のもとに、政府は受入可能な階級を3群に区分けすることを考えている。すなわち、アンスポンサー（非呼寄）移住者、真の被扶養者、及びその他の適格親戚の3種である。

(a) アンスポンサー移住者は引続き現在同様、自分自身の能力に基き、どここの国からも配偶者及び21才未満の未婚の息子あるいは娘を伴つて入国できる。入国を許可されるアンスポンサー移住者とは、定義するならば、本人の教育や職業的能力、経歴、職歴等の理由により事務職、技能職、自営企業又は農業経営で、カナダにおいて恒久的に身を立てることができるような人、かつ又現在そのように身を立つつある間に、自分自身と直屬家族を扶養しうる人、又は隠退後においても充分やつていける資力を有する人のことである。

(b) 定着のため合法的にカナダ入国を許された人は、その本国の何処たるを問わず、権利として次の者を呼寄せることができる。

1. 夫または妻
2. 21才未満の未婚の息子または娘
3. 婚約者と21才未満の未婚の息子または娘

4. カナダに入国して後労働しない親または祖父母
5. 児童福祉に関する地方の法律規定の適用を受けることを条件として、
両親を失った16才未満の孤児である孫息子、孫娘、兄弟、姉妹、甥、
姪

(c) 継続的に5年カナダに在住のカナダ市民は出生国の何処たるを問わず、
前記(b)の他に下記の者を呼寄せの特権を有する。

1. 年令を問わず息子または娘とその同伴の配偶者及び21才未満の未婚の子供
2. 兄弟、姉妹とその同伴の配偶者、及び21才未満の子供
3. 入国後労働すると否とを問わず両親と祖父母
4. 21才未満の未婚の甥または姪

但し、12才以上の上記移住者は自国語の読み書きが出来ること。及び男子の場合16才でカナダの7年学校教育に匹敵する教育を保有しうるか達成しうるもの、又は移民省次官がカナダにおいて必要と認める職業に適格であることを要する。

(d) 本白書発行以前に定着のためカナダに合法的に入国を許された者は、
向う6か年間、前記(c)の目的に関してはカナダ市民と見なされる。

非移住入国者

4.8 毎年非移住入国者としてカナダに来る人は移住者数よりも遙かにその人数が多い。例えば1965年には約34,300,000人の非移住入国者がカナダに入国した。そのうち約57,000人は北米合衆国の市民または住人で帰米の途中立寄つた者あるいは訪米の途中カナダに立寄つたものである。その他、約33,800,000人が北米合衆国から特定な目的か何かで一時的にやつてきたものである。残りの400,000人がその他の世界各国から来たものであるが欧州が主である。

49 現行法で入国を許される非移住入国者は外交官、領事館員、軍人、旅行者、訪問者、通過旅行者、宗教家、学生、芸能人、実業家、季節労働者、上陸船員、治療を必要とする者で、多岐に亘る。しかし非移住入国者の大多数は単なる旅行者または訪問者である。

50 問題は入国を許される非移住入国者階級の多少ではなくて、自称移住者の一部に表向き訪問者としてカナダに入国し帰国を拒否する等、非移住入国者手続きを乱用する傾向が残念なことながらあるということである。昨年7月8日に発表されたように、政府はこれに対して特別の措置を講じて、不当に多数に上る訪問者で入国移住者の身分を獲得しようとする者に対処する方針をとっている。この措置の狙いは、将来非移住者のカテゴリーを制限することなく、そしてカナダに来る真の意味の訪問者の折角の気持に水をさすことなく、上記問題が繰り返えし起らないよう押えることである。

51 通常の移住制度を避けて入国するように人々をし向ける理由は、外国で試験を待機させられることを好まないという単純なものであるかも知れない。また入国を許されない事を知つてあるいは恐れてという計算されたものであるかも知れない。個別的に理由が何であれ規則を守らない事は規則を守っている大多数の人々に対して不公正であり、かつ又移住者の人数、質、及び送出国に関する管理統制を完全に喪失するような結果をもたらし得るものである。

52 ある時何かの目的を持つてカナダに来たが、種々の理由でカナダに定着したいと思う者にも、法律上、事実上定着する特権を認められるべきである。しかし通常の移住手続を避けんとする非移住入国者は受入れられるべきでないというのが政府の見解である。但し、特別の事情があつて移住者として通常に手続をとることができなかつた場合は別として。そこで、移住者の身

分は、最初からアンスポンサー移住者として申請していたなら、アンスポンサー移住者として入国を許されたであろうような訪問者あるいは入国前にカナダ在住者の配偶者または子供である訪問者に限定して許可されるべきである。この場合、移住者の身分は許可されても、その入国は永住入国が承認された日から一年間延期され、その間この承認を取消すべき理由が生じた場合これを取消すべきであるということ提案する。

53 この行政措置はすでに実施の段階にあり、移民法の若干の修正の上、更に実施が促進されるであろう。

難 民

54 難民問題の特殊性のため、かつ移住者や非移住入国者に適用される通常規準や手続を難民に対し停止または緩和するため、難民を援護する別の立法を行なうことを提案する計画がある。この立法は受入れられる難民に対する財政的援助その他を規定し、さらに関係各省及び機関の責任を定めるものである。

55 また、難民の身分に関する1951年国際協定に参加し、1957年難民船員に関するハーグ協定の当事者となり、それによつて難民取扱いに関し国際的に承認された基準に従う計画である。難民選考委員会を構成して、その委員会が権限をもつて、保護を申請する個人が難民の身分に適當かどうかを決定するようになることが望ましい。この委員会は国連の難民委員会と密接に協力することになる。

第4章 入国を禁止されている階級

56. 移住者として又は非移住入国者としてカナダ入国の資格ある者も公共の保健及び安全に害ありとして事実上除外されなければならない場合がある。この種の危険ある人間のカテゴリーを正確に表示し、かつ入国を禁止する理由が真に危険があるからであることを保証することが肝要である。この2点に関し現行移民法は若干の修正が必要である。

57. 現在入国を禁止されている階級は、広義に言うならば、精神的または肉体的に欠陥のある者、病人、犯罪者、破壊的団体の団員、スパイあるいはサボタージュをする人、公共的に責任を問われている人を含めて、いろいろ道徳的社会的に好ましくからざる人物が含まれる。以上のほとんどの場合には移住者も非移住入国者も一様に入国が禁止される。これは実際的にも現実的にもない。年々カナダに来る莫大な数に上る非移住入国者を完全に審査することは不可能である。とにかく若干の例外があるとしても一般的に言えることは短期滞在の人は、健康及び性格が移住者と同じ条件である場合において、移住者ほどには脅威とはならない。完全に立派な目的をもつとしても信頼できる立派な保証の下にカナダ入国を要望する非移住入国者が、例えば何年も前の犯罪とか破壊的とレッテルを貼られた団体の団員であつたとかで入国を拒否されることがしばしばある。この際法に対して目をつぶるか、さもなければ本人の入国を拒否するかとなり、関係者は当惑することになる。

58. 科学知識及び医学の進歩に従い、ある病気においては危険とされていたものも、その危険の要素が相当に減退した。現在入国禁止の原因となる理由には何らかの科学、医学の進歩を反映して修正されるという措置が行なわれていない。また特に精神病やてんかん等の取扱いに関しては、近代医学

社会学的概念の線に全く副っていない。実際に精神異常又は伝染病患者である者は、治療のために事前の手配または適当な保証条件の下にカナダに来るのでなければ、移住者としても非移住入国者としても入国を許されるべきではない。治療されたり、または抑えられていて公共の保健安全上心配のなくなつたような病気は、短期、永住いずれの入国に対しても障害となるべきではない。精神的または肉体的欠陥のある者も、それだけの理由で入国を拒否されるべきではない。ただしそのために社会的危険があるとか、個人的に面倒を見てもらう保証がない場合は別であるが。

59. 一方、犯罪者に対する入国拒否は、その範囲を更に拡大する必要がある。国際的犯罪は今日、首謀者がその関係ある犯罪から逃げて、有罪判決または捜索をも免がれるようになってきた。さらに、あらゆる種類の犯罪者にして、自国の法律執行機関を避けることを賢明と考える者に対して、カナダは逃亡地として余りにも便利である。そこで、現実特定の犯罪に関して有罪と認められなくとも犯罪に関係ありと知られ又は考えられる相当の理由ある者、または法の執行からの逃亡者は入国禁止階級に含めることが重要である。

60. 破壊活動はいろいろな面で入国拒否の理由となる。この関係の規定は執行処理が難しく、多くのカナダ人の信念に一致しないものがある。世界の現状においては、非友好国に味方したり、金を受けて行動する過激派から絶えず国家安全に脅威を受けている。カナダ入国を希望する人々の間に国家安全の危険が起るといふことは余りないであろうが、そういう分子が発見された際はこういう人を入国から排除する法律的规定は設けなければならない。こういう禁止規定はカナダの施設や民主的方法を破壊せんとするもの、または外国のために諜報活動をしようとする者を有効に妨げる効果が無いとしても、自由に入国できないという表現程度の効果はある。同時に好ましからざる意見を有するとか表明する、またはこれに同調するといふことは破壊

的行動を意味するものではないという事を認識することも大切である。

61 道徳的または社会的理由で好ましくない人は移住者として入国することは除外されるべきであるが、非移住入国者としては必ずしもそうではない。しかしその融通性に対しては釣合を保つ対策として、それらの好ましからざる人が定着しようとするか又は他に問題を起した場合、直ちにこれを退去させるという規定を設けるべきである。同性愛、乞食、放浪を職業とする者、アルコール患者は現在特に入国を禁止されている。こういう人たちは移住者として又非移住入国者として特に好ましいというのではないが、その個人的欠陥のため国益に害ありというわけではない。これら個人的弱点に関連する要素のために受入を許容しえない危険であるという限度において、健康犯罪、破壊またはその他の公共的理由で、彼らの入国を排除することができる。そこで入国禁止のリストから同性愛、乞食、放浪者、アルコール患者等を除外しても困ることはない。他方、職業的賭博師や詐欺師を入国禁止のリストに加えることは、そういう悪事を働く目的のために来るこれら無頼漢から国民を護る手段として国の利益となる。

62 この入国禁止階級の中に、不正入国により短期滞在または永住権を得ようとする者をも含める必要がある。こうすれば不正入国を抑える能力を増進し、不正なる方法で入国した者の上陸定着を拒否し、必要あれば送還する大義名分を与えることになる。現在移民法の諸規定は不正入国者取扱いの基礎を定めるのみで、苦情の原因となつていた。

63 法律的に詳細を述べることは止めて概括すると、政府が移住者として入国することを禁止すべき者と考えているのは次の通りである。

(a) 公衆衛生または安全に害となる精神的ないし肉体的病人、

(b) 精神的または肉体的に欠陥ある者。ただしその欠陥者が、彼がいな

ければ入国できる家族の一員で、しかもその家族が彼の面倒を見ることが
できる場合はこの限りにあらず。

- (c) 有罪と決定した者又は自称の犯罪者、犯罪者の仲間、法の執行からの
逃亡者。
- (d) 麻薬売込人、麻薬患者。
- (e) 破壊主義者、スパイ、サボタージュ扇動者。
- (f) 売春婦、売春媒介人、売春業者、職業的賭博者、詐欺師及び公共の厄
介者。
- (g) 移住手続を出し抜かんとする者。 不法、非認可の仕事に従事しよう
とする者。 自分自身の経歴または計画につき虚偽の申告をなす者。
- (h) 所屬船から逃亡した船員。

64. この入国禁止条項の適用から免れるには、定評ある医者の治療を受ける
手筈ができているか、または完全に治癒したことを総督に納得させる必要が
ある。 この意味において、現行法の文言の変更はさして必要でない。

65. 非移住入国者も同じくこの入国禁止規定に服するが、ほとんどの場合彼
が入国禁止を受けるべき規定の原因理由になつているもののため、カナダ滞
在中それで被害を蒙る程度のものである。 危険な病気にかかっていると医
務官が証明した者。 現実に罪状ありと知られ信ぜられている犯罪者並びに
麻薬売買人、不正入国を試みた者は絶対に非移住入国者として入国すること
は許されない。 検査官があらゆる条件を勘案して要請の期間並びに理由で
短期入国を許可することは、カナダにとつても、その国民のいずれにとつて
も大して害を与えないと考えるならば、前記以外のカテゴリーに属する非移
住入国者の場合、入国地点の検査官がその入国禁止規定の適用を放棄して、
これら非移住入国者の入国を許可する裁量の権限を与えられる。 しかし、
非移住入国者が入国の条件規定を守らなかつたならばそれだけで送還の事由

となる。

第5章 選考と統制手段

66. カナダは昔から入国を許可する人々と入国を禁止する人々の区別をするための選考と統制手段を外地で主として行なうこととしてきた。この目的のため移民事務所を主たる送出国に設置し、その他の所ではカナダあるいは英国大使館で事前の検査を行なってきた。事前の検査を経ずにカナダに来る者、すなわち主として非移住入国者と接続地域から入国する者は、米加国境線の海港及び空港の移民事務所で充分な検査を受ける。

67. カナダは領域内で外国人の厳重な監視をしない数少ない国の一つである。上陸した移住者は何らの制限を受けることなくどこへでも旅行でき、また何ら邪魔されることもなく正当な仕事に従事することができる。非移住入国者は自分の主たる活動を入国時に記載した目的の範囲に止めるべきことを期待されるが、それを外れても表面的に制限され統制されるのみである。移住者または非移住入国者が連邦政府の支給する何らかの恩恵に浴する意志があるか、何らか法律に抵触するか、移民局に周期的に報告する特定の義務を入国の条件として受入れたかでなければ、自分の居所または活動を何人にも絶えず通知することを強制されない。

68. 近年、旅行が簡単かつ安価になつたので、カナダへの渡来客は顕著に増加した。旅行者の交通を刺激し、文化交流を育成し、全面的に国際関係を改善するため、短期旅行者には査証や他の要件を漸次容易にし、入港地の検査を緩和した。外地において統制が侵されてきたことは移民法の効果的実施をますます困難ならしめ、そのため外国では、カナダは移民法実施の能力がないとか意志がないというような印象を持つに至つた。犯罪人で、入国してうまく相当

期間隠れているものも少なからずあつた。そして、船からの逃亡や事実上統制のない旅行者のルートから不正入国する者は莫大な数に上るに至つた。1965年に船から逃亡した者は1,000人に近かつたが、1966年にはさらに増加するようである。到着すればすぐに移住者になることを企てている訪問者は数千にのぼるとみられている。

在 外 機 構

69. 移住者及びその家族が故郷を出る前に移住者としての適格性を決定する唯一の場所は彼の本国である。移住者を求める国はこのような手配をする義務がある。カナダ入国を希望する者が皆移住要件に合致しているとは限らない。カナダに到着して初めて移住者として入国できないことを知るのでは、金の面から言つてもその他の点から言つても当惑するだけであろう。現にカナダ領土に来ている者の入国を断り、本国に帰ることを要求することは誠に難しい困つたことである。特に本人の他に妻や子供も一緒の時には一層そうである。こういうことはしばしばその素質や入国を拒否する決定の是非について議論を巻き起す。誰か帰路の経費を負担しなければならないが、負担する人が航空会社や船会社でないならば、通常納税者がこれを負担することとなる。

70. アンスポンサー移住者は正式な入国申請書を提出し、面接、健康診断を経て、ほとんどの場合国家安全の点で不都合が無いかどうかも検討されなければならない。入国しても差支えないと決まると、入国地点での最終検査を条件として正式のカナダ入国許可書を交付される。そのアンスポンサー移住の本国如何によつてある程度書類は内容が変わつて来るが、カナダに上陸するためには、彼は少なくとも移住査証または事前検査の証明書、健康証明書と有効な旅券あるいはそれに相当する旅行書類を保持していなければならない。

71 呼寄移住者も原則として上記と同じ在外における審査および統制手続に服するが、若干重要な相違点がある。申請書は先づカナダの呼寄人が提出する。呼寄移住者の入国を許可するかどうかは幾つかの条件に依存する。その上、入国禁止となつている者を許可することができるという、移民大臣及び総督の自由裁量の権限は、呼寄せを受ける移住者特に妻及子供連のために同情または人道的理由でしばしば発動される。

72 移住者に関するかなり詳細な記録が彼のカナダ到着前、中、時には後に作成されるので、必要な際にはその身元足跡を確認するのは容易である。さらに本制度は他のこの種の制度のように、途中不幸な事件が起つた場合を除き、カナダ到着次第移住者を受入れ、さらに形式的手続を要求することは最少限にして入国させ、目的地に行き定着するに必要な凡ゆる援助を与えることを保証する。

73 カナダ移住を志す者に対するこの在外のサービスを、人件費や資金の許す限り拡張し強化すること以外に変更する意思は全然ない。海外の移民事務所にさらに良質の係官を補充することは久しく試みられていたことで、既に若干好結果をもたらしている。今まで伝統的に沢山の移住者を送つてきた国々には新事務所を開設し、また従来こういう事務所の無かつた若干の国にも事務所を新設した。

74 これと対照的に、非移住入国者に適用していた在外における審査及び統制手続は取止めとなつた。理想を述べると、非移住入国者も移住者と同じ理由で外国で検査することが望ましいが、実行上の困難を克服し得ないからである。この非移住入国者は数にすると年間3,000万を超える。今日の世界の傾向から言えば国家間の旅行制限を避け、文化交流、旅行、人間移動の自由促進という方向に向つている。この傾向は輸送会社、旅行社、国

際機関、その他カナダを含め旅行業の振興に興味を持つ国家政府によつて強く推進されている。

75. 3か月以上カナダ滞在希望の場合、今でも多くの国々の国民は非移住者査証を取る必要がある。ただし、英、仏、米国民と他の若干の訪問者は査証を必要としない。鉄のカーテン外の欧州諸国及び日本から来る短期訪問者(3か月以内)は査証無しでカナダに来ることができる。そこで非移住入国者の大部分は事前の予告なしにカナダの上陸港に来る。統制手段として非移住者査証を再採用することは、退歩であり、非実用的である。非移住入国者統制のため他の代替的手段が実施されるに至つたら、相互主義の原則に基き、友好国からの来訪者には入国査証を要求しないようにすることが、むしろカナダの真意である。

76. 海港、国際空港、国境線にある移民事務所はこの統制制度実施に際しますます困難を感じつつある。年交通量の約2分の1に当るカナダ市民や永住権者の帰国に当つては、彼らの身元を調べなければならないし、また優先的に扱つてやらなければならない。移住者にも、書類審査や作成が終れば、上陸者の資格を与えねばならないし、時には改めて身体検査をやらなければならない。時々上陸港で移住者検査を全面的にやることもある。あれやこれやで、毎日入つてくる大量の非移住入国者を詳細に検査することはほとんど時間的に不可能である。特にジェット時代の今日、旅行者は当然なことながら手続の遅滞には我慢しきれないようになつている。この問題は国境の通過点において特に顕著で、ただお座なりの検査が行なわれ得るにすぎない。

国内機構

7.7. 上陸港が現在では明らかに、主として移住者のための最初の受入地点と

して考えられなければならない。この点を除けば移住者は主として記録作成のため、非移住入国者としての予備的審査を受けるのみである。国内における統制制度は、不正移住を抑え、かつその大多数が非移住者として入国するか、またはこつそり密入国する、社会を脅やかす犯罪者や、入国を禁止されている人々を発見し排除するために作られたものである。

78. 有効な国内統制を作り出す上において、主たる問題は警察取締りのななにおいのするもの、あるいは不当に面倒な手段を避けることである。規定の期間を超えたカナダ在住の外国人は登録し、移民事務所に住所の変更を通報すること等々を義務づけるという意見は退けられた。そのような登録制度はカナダ人にとって気に食わないものであり、外国の先例を見ても全く効果的なものとは言えない。金がかかり厄介で煩わしいものである。そこでその代りに次のような統制制度が決定された。

(a) 輸送会社は、カナダ到着または出発の非移住者が到着出発の書類を完全にするよう責任を持つ。これら書類は認められた国際基準に一致するものであり、航行の途中において旅行者によつて作成されること。

入国関係書類は上陸港で移住担当官がこれを調べ記録し、また必要あれば、自動車で旅行する人のためにこれを完全に作る。輸送会社は、海路または空路出発する非移住者の出国関係書類を集めることとし、陸路国境を超えて出国する人々から出国書類を集めるよう、米合衆国と相互的取極めを行なうことが望まれる。米国民及び永住者はこの制度から免除される。それは、毎年旅行者として来る人数が多過ぎて、書類作成は難しいし、かつ旅行者の中永住したいと思うものは少ない。

(b) 連邦諸機関はしばしば国民大衆と接触するが、連邦機関の援助を求める人々で、市民として又は永住者としての身元の判然としない者の氏名を報告するよう要求される。州及び市機関も同様に協力するよう要求される。この報告制度を促進し、正常な居住者を当惑させないため、

今後の移住者全部と既移住者の中希望者に、新様式の身分証明書を発行することになった。

(c) 移民官が怪しいと思う者、特に犯罪容疑者、船舶からの逃亡者及び他の入国禁止されている者は、入国滞在期間を過ぎて出発できなかつた者を含め、直ちに取調べられる。現場の移住担当者はこの取調べを実施するため補強されつつある。最終的には正確な最近の情報を不断に供給するために、電子処理機を設備することになっている。

79. 移住者または非移住入国者で、入国禁止階級に属する容疑ある者あるいは移民法の規定に違反した者の指紋を取るべきか否かの難問に対しても検討の必要がある。当然この型の身分証明は好まれない。しかしながら、カナダに入国した犯罪人の看破に失敗する原因は常に検査官が指紋を要求し得ないということにあるのも事実である。

80. 公務員ないし軍務に服する者または高度の慎重を要する商工業に従事するカナダ人の中には、指紋をとられる者は多くいる。カナダに入国する人々に対し、この身分証明方法を除外するのは賢明ではない。指紋の方法は、特に信頼できる身分証明書類が欠けている場合に非常に有用である。移住統制方法として指紋を採用している国は沢山ある。しかしながら、この指紋を悪用しないという安全保証のない限り、指紋制度を採用することに相当強い反対があるに違いない。

送 還

81. 新しい国内統制制度は主として、カナダに在住すべきでない人を確認し、法律の正当なる方法により権限を与えられるならば、彼らの除去を促進することを意図している。

82 現在の送還理由は、現行入国禁止階級の場合のように、移住者と非移住入国者の間に区別をつけないようにしている。またカナダ市民と5カ年在住で居住権を得たが市民となっていない人との間に旧式な区別をつけるということはしない。その結果、理論的にも実際においても、市民権を確保していない人も5年後には自動的に送還から免除されることになる。近年行政の実施面においては、本人が制御しえないような原因のために送還されることのないよう措置しているが、病気や貧困のため自発的でなくして送還される移住者の法律的保護に欠けているという欠点がある。

83 新移民法は下記規定を設定することを提案する。

- (a) 非移住入国者は普通、本人を入国禁止階級にするような理由があれば、また入国の条件規定を守らなかつたならば何時でも送還される。
- (b) 入国後の移住者は、彼の入国には何ら不正がないことを条件として、犯罪、破壊的行為、不忠サボタージュ、自発的または故意の貧困の理由に基いてのみ送還される。彼はカナダ市民となるまでの期間、上記制限的理由に基いてのみ送還され得る。
- (c) 移住者は自分が制御し得ない原因のために送還されることはない。
- (d) 正当に入国した移住者は、一時的目的のためカナダを離れた場合、カナダ国内だつたら送還されるような違反をカナダ国外に居る間に犯したのでなければ、カナダに帰還する権利を保有する。
- (e) カナダから送還され、移民大臣の同意なくしてカナダに帰つてきた者は、さらに申し開きの機会を与えられる事なく自動的に送還される。

84 送還命令に至る手続は、逮捕、拘留、査問を含め法の執行活動から切り離すことはできない。しかしながら、公正を期するため上記手続は必ず踏まなければならない。この理由のため、既に議会に立法のため上程された訴願制度の創設とは全く別れ、若干の手続の改善が行なわれることが望まし

い。

85. 移住査問は公衆の面前で行なわないという現行法の規定は、プライバシーに関する個人の権利を守ることを意図するものである。これは移民局が査問会を秘密裡に開くための手段であると誤解されている。この手続を改正して査問に付せられる個人は誰でも、弁護人の他に希望する助言者または証人を帯同できるようにしようとしている。

86. 弁護人の定義はもつと的確にされるであろう。法律家に依れば、現行法の意義において査問会における弁護人とは法律的職業に従事する者のみこれに当ると論ずる者がある。かかる狭義の解釈は査問の当事者にとつて公正でない。希望すれば法律家を依頼することもできるし、また同様にそう望むならば親戚の人または友人の助言に頼ることもできる。政務は個人が莫大な経費を使つて法律的弁護人を保有することを強制するような制度の当事者となることはできない。行政は実施に当り、常に個人に法律的たると否とを問わず弁護人を保有し得ることを知らしめ、必要ならばその弁護人をあつせんしてきた。このような行政的行為は法律上の義務行為とすべきである。

87. 査問会における通訳の提供は國家の費用を以て賄なわれるが、これこそ公共目的に適つた唯一のやり方である。通訳の能力が問題となつた事もあるが、査問会に呼出された個人が希望するならば、自己負担で通訳を雇う権利を保有することは理の当然である。

88. ほとんどの場合査問会は、よく訓練できた経験深い移民官がこれを行なう。困難かつ問題のある聴問の場合は、法曹会員がパートタイムで雇われて司会する。特に被告が法律家を弁護人とする場合にはそうである。移

住担当官は逮捕、拘留、証拠の蒐集提出のみを行なうこととし、オタワの法務長官の直接監督の下、専任の法律家を補完して査問を行なわしめるかどうかの一つの議論点である。新移住訴願局に付与される責任と権限に鑑み、現在のところ大規模な変更は必要ない様である。しかし今後改正された訴願制度の動き如何によつては慎重に考慮すべき問題である。

89. 送還が、正当に又は不正にカナダ入国に成功した入国禁止階級を取扱う一つのそして唯一の手段であるかどうかは又議論点である。送還は疑いなく強行手段である。場所によつては罰金又は投獄刑がもつと適切な救済手段であるかの如く見えるときがある。困る点は罰金又は投獄は、カナダへの永住入国の代価としてすこぶる小さい代償と考えることができる。特に犯罪的傾向の人物に関する場合はそうである。この方法を代替的に選択することになるならば、その適用を規定する際極力慎重を期さねばならないであろう。そこで平均して見て、公正な顧問と訴願の権利を与えることを条件とするならば、送還が最も適切な対策であるようである。

訴 願

90. 移住訴願の立法は既に議会で提出されている。それでも、立法の理由及成果を概括的に述べることは意義あるであろう。

91. 現在の訴願委員会は、法律問題に関しては送還命令に対する訴願を受理又は却下できるが、非法律問題に関しては訴願を審議する権限を有していない。大臣に対して大臣の任意裁量権限の行使につき勧告をすることができるが、この勧告は決して拘束力あるものではない。委員会の決定は大臣及び大臣の権限委任を受けた上級局員の吟味を受ける。このように委員会は真の意味における独立的地位を保有していない。一般公共はこの事実と委員会の意見は大臣または上級局員によつてくつがえされるかも知れないとい

うことを知るに至つた。委員会の決定に対して上訴の決定を行なうのは実際上上級局である。現行法上これは止むを得ない事実であり、そのため法律執行の担当者は一般公共と同じく訴願制度に関して満足していないのである。

92 議会にて審議中の立法によれば、改正後の移住訴願委員会は、送還命令に対する訴願については全面的に最終的な取扱いの権限を有する。唯一の例外は安全保障の取扱いに関してだけとなる。委員会の権限はただ、法律問題について、カナダ最高裁判所に最高裁の許可を得て、委員会の決定を上訴する権限によつてのみ制限されるだけである。委員会はまた、呼寄申請に関するカナダ市民の上訴を聴問し、最終決定を行なう任務を担当することになる。大臣は委員会に代る自由裁量の権限はなくなり、委員会の決定をくつがえすこともできなくなる。

大臣の自由裁量

93 大臣が移民法第8章に基き有する所の「カナダ入国を許可し、カナダ滞在中のものには継続して滞在することを許可する書状を発行する」無制限の自由裁量権限の大部分は、議会が新訴願法を成立させるならば削除される。残りの権限も無制限に残存させるべきかについてはいろいろの意見がある。

94 入国禁止階級に属する人々の入国を許可するには、許可することが結局妥当と考えられる時でも移住者と非移住入国者の選考と統制に当り、十分柔軟性をもつて処理しなければならない。大臣の許可という方法は、この目的達成のためには行政的には最も能率的な方法である。というのはこの方法によれば、総督または議会が処理する場合と違つて、煩しい手続や遅延を避けることができるからである。他方において、大臣が入国禁止さるべき者を入国させるかどうかの問題で、大臣の任意裁量の行使に強い圧力を加え

られるという恐れがある。そこで許可書発行に関する大臣の自由裁量の残存部分については、法律によりきちんと規定されることが望ましい。はつきりと同情的または人道的考慮の必要ある場合のみはこの自由裁量は発動されるべきである。例えば、アンスポンサー移住者が検査の結果入国を許されるべき者でないならば大臣の許可書を受けることができない。と同時に本人が入国可能で、妻や未成年の子供が入国禁止の場合、同情的理由により大臣の許可書によつてこれを救済するということである。

安全保障と資格審査

95. 多年に亘り、審査・統制手段に関し最も厄介な点は、移住を国家安全の点から審査することの難しさである。目的は簡単にして必要であり、ある個人が犯罪または破壊的行為の前歴ありとの理由で、カナダ入国を法律により禁止するか否かを決定することである。入国を希望する本人との面接、公記録の取調べ、身元調査等が審査の手段である。問題となるのは、多くの国において特に共産国においてはカナダ政府は調査を行なうことを得ず、入手可能な情報を信頼できないということである。その結果、これら諸国からの移住は大いに制限され、呼寄せ移住者の場合には近親に限られ、アンスポンサー移住者に関しては極く少数に限られてきた。

96. 国家の安全は大問題であり、それに関連する移住面は切り離して単独に取り扱うことはできない。政府委員会による将来の調査は安全問題の全分野に亘り、移住者や破壊活動の見地からの審査を含むことは間違いない。差当り政策または手続の大変革は考えられていない。しかし呼寄せ親戚は住所の如何を問わず、その入国申請書の審査を行ない得るよう行政的措置を講ずることは決定した。相手国の地理的条件のために、その国の人を呼寄せることができないことがあるが、これは甚だ不満足なことで、この差別待遇を早急に停止する必要ありと政府は考えている。ただ、強調したい点は、

新し手続はカナダ人の権利が関係ない所には適用されない。すなわち、通常の安全に関する審査が実施できないような国からの非呼寄せ移住者には適用されないということである。

第6章 移住者に対する金融、その他の援助

97. 移住者及びその定着社会に対し、もつと金融その他の援助を利用し得るようになるならば、カナダは移住者を引きつけることにもつと成功し、カナダの社会調整の問題もさらに容易となるであろうとはよく言われることである。

98. 1951年以来「渡航援助計画」という制度があつて、カナダ内の目的地までの輸送費を賄うのに援助を必要とする欧州からのアンスポンサー移住者に無利子の貸付を行なつている。全体としてこの計画はかなり成功した。そして、一人当たり約20ドルの小額しか使われなかつた(これと比較して、移住者は平均1,000ドル近くの金をカナダに持つてきているということは注目し得る)。しかしながら本計画は、本移民白書にそのアウトラインを述べた普遍的無差別的選択の政策を反映するよう改正されなければならない。そこで議会在が所要資金を承認することを条件として、貸付は家族単位1,500ドルを限度として妻や未成年被扶養子供を含め有資格のアンスポンサー移住者が一律に利用し得るよう提案する。

99. 移住者に対する丸かかえの補助金は、これを普遍的に行なうならば莫大となり、普遍的に行なわないならば差別的となる。移住補助金は本質的には移住促進を目的とする。緊急に必要とする特定種類の移住者を引き付けるためのみに使用されるならば、非常に効果を上げ経済的に有利なものとなる。普遍的に使用されると多大の支出額となり、大部分は遠隔地からくる

即ち輸送費の高くつく少数家族に充当されることとなる。すなわち、経済的に不利である。そこで政府としては現在のところ、とにかく従来通り金のかかり差別的な補助金以外の方法で獲得できる適格移住者の供給に依存すべきであると考える。

100 移住者及びその家族に、カナダにおける就職の機会及び条件につき助言することが、海外における選考の主たる仕事である。移住者及びその家族には、生活及び労働条件や出世の機会や、おとし穴、その他カナダの法律、習慣、政府の制度につき事実に基づいた助言を与えるべきである。移住者がカナダにきた後、カナダが厭になつたり、誇大宣伝で誤導されたと感じることは事後の移住に最悪の結果をもたらすことになる。移住勧誘の仕事に正当に果すためには、移住者の母国語で包括的な印刷物を作り、併せてよく訓練された助言者を置くことが必要である。この2者の中、何れも過去の例から言えば必要程には利用できなかつた。原因は資金の不足であつたが、こゝ1~2年の間にこの欠点の是正に手が打たれた。

101 カナダにおいては、新来の移住者が物質的援助を必要とする時には、既存の施設、団体に行くよう奨励されているが、これは新しく援助計画を創設する等の煩しさを避けるためである。厚生関係医療関係事項に関しては特にそうであるが、それは厚生医療に関する連邦政府の援助は、移住者が現実の困窮に悩むことのないよう緊急措置程度に限られているからである。この政策は一般的に成功した。かつ地方政府の義務能力と調和している。

102 不幸にも移住者の中には、物質的援助の欠除のためでなく、カナダ到着後数週間個人的指導や助言がなかつたために定着に失敗するものがある。しかもその助言が得られなかつたからではなく、助言を求めよとしなかつたためであることがしばしばである。新しい人的資源移民省においては、

移民局が依然として移住者がカナダ内の目的地に到着するまで、移住者の最初の受入と指導につき責任を持つ。その後は人的資源局が助言、職場配置その他さらに必要とするような家族に対する助言の責任を持つことになる。

103. カナダに来る人々はできるだけ早く生産的仕事を開始するよう必要な援助を受けるべきである。言葉の訓練、職場で必要なカナダの技術や度量衡の単位等の短期講習、労働市場に関する情報や助言さらに国内移動に関する援助さえもが必要であろう。これらは人的資源関係の仕事である。移住者にこの事を知らしめ、こういうサービスをする人的資源関係組織に連絡させるべきである。逆に言えば人的資源組織は産業内の労働不足を評価し、移民局にこれを通報するには最も適した地位にある。このようにカナダ到着前後に移住者を援助する上に、人的資源担当官と移民担当官との間に緊急な協力関係が生れる。移住者が定着に必要な援助に事欠かず、又はこの必要な援助が入手可能であることを知らずにいる事のないようにするため、資金的にも人的にも充足されよう。

104. 移住者が家を持つて落ち着き就職すると、今度は彼と彼の家族が社会に適合する問題に直面する。この問題に関する責任は社会全般、州及び市当局さらに国務省の市民局にも移行する。移住者の諸問題に関心を持ち、程度の差こそあれ尽力している公共及び民間機関は数多くある。しかし、これら諸問題を解決するに当り、現状より見れば必要と考えられる機関相互間の総合的活動が欠けていた。また今までの所、この問題のために資金的にも人的にも十分な裏付けが足りなかつたものと考えられる。移住のこの面の問題を処理するためには多数の人の協力が必要である。この目的達成を助けるため、新しい移民省は、諮問機関を設けて、関係個人または団体がより改善された方法で、移民省がカナダで落ち着いた気持ちになれるよう工夫する事に全力を出せるよう提案した。とりわけ、語学教育施設改善に関し満足す

べき方法の探求が行なわれるであろう。

第7章 結 論

105. カナダは当分の間できるだけ多くの能力ある移住者を必要とする。加
速度的技術的進歩でどんどん仕事に変形しつつあるところの、ますます複雑
化する社会の要求に適應できる人の供給が増大すればそれだけ経済はそれ
によつて利益を得ることになる。他方、カナダは増加する不熟練、未熟練ま
たは適應できない労働者に仕事を与えることを期待できない。

106. そとで、アンsponsor（非呼寄せ）移住者は大體現在と違わない条件
規制の下に入国を許されるべきものと政府は確信する。反面、呼寄せ階級
の場合は入国規定を改正して、従来通り呼寄せ制度の社会的人道的利点を認め
る一方、呼寄せ移住が更に人的資源政策に一致するよう措置する必要がある。
この改正の中心となるものは適應性の概念であつて、それはその個人の能力
と、彼がカナダ在住の親戚から期待し得る援助との相関関係で計り得る。
同時に現在の呼寄せ制度の中、差別待遇的な面を除去することが肝要である。

107. 提案された新制度の下では、カナダ人は現在欧米からのみ呼寄せ得る階
級の親戚を何れの国からでも呼寄せることができる。加えて21才以下の
甥や姪（現在は彼らが孤児の場合のみ呼寄せ可能）、婚約者の未婚の子供、
及び16才以下の孤児である孫、同じく孤児である兄弟姉妹をも呼寄せでき
る。唯一の制限は直系家族外の親戚である場合、読み書きできること、及び
成人の男性または労働に従事する見込のある者は、カナダ初等教育に相当す
る教育があるか、又はカナダが要求する技能を有することが必要ということ
である。娘と結婚中又は結婚していた婿がその娘とは別個に有していた特
定の呼寄せ特権もまた喪失される。

108 市民権を獲得するに至っていない永住権者 — 通常5カ年以下在住の移住者 — は向う6カ年間カナダ市民と同等の呼寄せ特権を保有する。その後にはカナダ市民に非ざる移住者は何れの国からも真の被扶養者を、婚約者と同伴する21才未満の未婚の息子又は娘、及び孤児となつた孫、兄弟姉妹、16才未満の甥又は姪を含めて呼寄せることができる。この結果、今後の移住者が市民となる前に欧米から親戚を呼寄せせる場合、その特権は若干縮小されることとなるが、アジア・アフリカから親戚を呼寄せようとする非市民移住者にとっては拡大となる。

109 入国許容階級をこのように変更しようとする提案は、旧式となつた障害規定を除去し、併せて犯罪者や不正入国を試みる人々に対する防壁を強化することを企図するため、入国禁止階級の更改を伴うものである。入国を許容し得る移住者の選考は主として外国における審査に依存するが、新しい国内統制手段を新設して大量に上る年々の非移住入国者を取締る。新しい訴願制度と査問を規定する手続を大いに改正して、移住者と非移住入国者に対する保護を更に厚くする。大臣はその許可書によつてカナダに入国又は滞在させることができる自由裁量の権限を今よりもかなり縮小する。同時に、法律上正当な呼寄せ移住者を外国の手続によつては審査できないという理由で入国を拒否するようなことをしない。

110 移住者に対する金融援助は、旅費援助貸付計画をあらゆる国からのアンsponsor—移住者に拡張することにより引き続き行なり。助言、接待、配位業務は更にこれを強化し改善する。諮問機関は更に努力して、移住者が公用語を習得し、カナダ式の生活様式に慣れ、わが国の成長と発展に重要な貢献をするほど成功するよう援助する。

